

序

第 1 章 計画策定の目的と考え方

第 1 節 菊川市次世代育成支援行動計画の趣旨

すべての子どもがすこやかに成長できる社会をめざし、平成 12 年に菊川町、小笠町において「子育て支援計画（エンゼルプラン）」を作成しました。

この計画により、子育て支援センターや子育てサロンなどさまざまな子育て支援策を実施・推進してきました。

しかしながら、全国的に少子高齢化はますます進み、出生率も低下したことから平成 14 年 9 月に厚生労働省において、「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って総合的な取り組みを強化することになりました。これを受け、平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、全国の市町村において行動計画を策定することが法定化され、行動計画策定指針が定められました。

少子化の課題解決には、「子どもの育成環境の整備」を行うことが重要であり、「子ども自身がすこやかに育っていける社会」や、「子育てに喜びや楽しみをもち、安心して子どもを産み育てることができる社会」をつくっていくことに積極的に取り組んでいかなければなりません。

「子育て」はまず、親が自らの手によって行うことが大切です。子ども、特に乳幼児は親との直接のふれあいにより育まれます。

このようなことから、「子育てにおける基本的責任は親にあること」を前提とし、家庭における子育て支援を基礎としながら、育児と就労の両立や地域の子育て機能の強化など、社会全体で取り組んでいくことが重要となります。

第2節 前期に実施された子育て支援策と今後の取組

平成17年度から取り組まれた次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援策のうち、主要な取組は以下ようになります。

1 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの設置数が、9箇所が増えました。(全小学校区に開設)

共働き世帯の増加に伴い、学童の保育ニーズは増加しています。今後も児童の安全性確保の観点からも学校敷地内の余裕教室や学校敷地内での開設を基本方針とし、順次整備を進めていきます。

放課後児童クラブの設置数の推移

平成16年(4箇所)、平成17年(5箇所)、平成18年(8箇所)、平成19年(8箇所)、平成20年(9箇所)

2 医療費助成

今までは対象が未就学児までだった医療費助成ですが、平成21年4月からは、入院に係る医療費の助成が中学3年生まで拡大しています。

安心して出産、子育てができるよう、国の動向も踏まえ医療費助成は継続を予定しています。

3 子育て支援センターの拡充

子育て支援センターの実施箇所数が1箇所(菊川地区)でしたが、平成19年から2箇所(小笠地区)に増設しています。

4 リフレッシュ・一時保育を全園に拡大

リフレッシュ・一時保育事業の実施園が市内の全ての保育園と牧之原保育園も含め実施されています。

5 施設の安全性の確保

安全で快適な保育施設において、児童の健全な育成を図るため、私立保育園園舎の耐震補強工事等の整備に対し補助金を交付しています。

平成18年(双葉保育園)、平成19年(河城保育園、西方保育園)、平成20年(横地保育園)、平成21~22年(愛育保育園)、平成22年(菊川保育園)

6 延長保育の拡大

母親の就労時間の拡大や通勤時間の増加に伴い、迎えの時間が間に合わない人に配慮するため、延長保育の実施園拡大を推進しています。

平成18年(3園、菊川保育園、双葉保育園、西方保育園)、平成19年(4園、横地保育園を追加)、平成21年(5園、愛育保育園を追加)

第3節 計画の期間

平成17年度からの10年間で5年を1期とする前期・後期の計画を策定するものとし、本計画の期間は、後期計画に当たり平成22年度から平成26年度までとします。

第4節 計画の構成

計画の構成は、以下のようになります。

1 序

序は、次世代育成支援行動計画策定の趣旨、並びに計画の位置づけ等を示しています。

2 基本構想

基本構想は、菊川市の子育て支援における基本的な施策の大綱などをまとめたものを示しています。

3 行動計画

行動計画は、基本構想を実現するため、各分野における取り組み目標や施策の基本的な方向を定めたものです。

第5節 計画の実施と評価

計画の具体的な進行を確認するため、計画策定後も地域協議会を組織し、進捗状況の把握や新たな取り組みなどの検討を行っていきます。

また、社会経済の変化や住民ニーズに対応するため、行動計画の評価を行い、必要に応じ計画内容の見直しを行います。